

調査年度に19歳以上となる学生の提出書類の変更について

19歳以上の学生である被扶養者について、給与収入に関する提出書類（労働条件等証明書など）を次のとおりとします。

扶養手当の支給対象でない19歳以上の学生

➡ 給与収入に関する書類が必要

扶養手当の支給対象である19歳以上の学生

➡ 提出不要※

※ただし、所得証明書の内容により収入額が被扶養者の要件以上となることが考えられる方については別途提出を依頼します。

変更理由

被扶養者資格調査の際、給与収入に関する提出書類の簡略化の要望をいただいております。検討の結果、特に学生については、学業に専念していることから、簡略化を行いました。

なお、扶養手当の支給対象でない学生については、扶養手当の調査が行われていないため、引き続き給与収入に関する書類が必要です。

その他の提出書類については例年どおりとしています。

本お知らせに収入の種類に応じた提出書類を記載していますので、そちらをご覧ください。

なお、調査の際、被扶養者の資格要件を欠くに至ったことが判明した場合は、すみやかに被扶養者取消しの手続きをお願いします。

被扶養者資格取消となるケースについては、本お知らせ最後段「被扶養者の資格取消しについて」または共済だより2021年特別号をご参照ください。